

J R東海労ニュース

No. 888

2006年12月13日
J R東海労働組合

J R東海労甲第19号
2006年12月12日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本 正之 殿

J R東海労働組合
中央執行委員長 萩原 光廣



最高裁判所の上告棄却に伴う申し入れ

12月8日、最高裁判所第二小法廷は、会社による東京高等裁判所平成15年（行コ）第51号不当労働行為救済命令取消し事件の上告及び上告受理申立について、いづれも棄却することを決定した。したがって判決に基づき直ちに誠意をもって以下のとおり対応すること。

記

1. 中央労働委員会救済命令に基づき、脱退懲憑及び組合活動への支配介入を直ちに止めること。
2. 中央労働委員会救済命令に基づき、「謝罪掲示」を本社正面玄関、新幹線鉄道事業本部、東京第一運輸所及び東京第二運輸所の従業員の見やすい場所に直ちに掲出すること。併せて掲出日時、期間を文書で報告すること。
3. J R東海労本部、J R東海労新幹線地方本部、J R東海労東京第一運輸所分会、J R東海労東京第二運輸所分会に謝罪し、謝罪文を手交すること。

以上

本部は上記内容で申を提出しました。しかし会社は「謝罪掲示」については、「判決により掲出する」という回答のみで、提出日時、期間、具体的掲出場所については明らかにしませんでした。

組合員の皆さん！

『謝罪掲示』に注目しよう！

**最高裁判決定に基づき
『謝罪掲示』を貼り出せ！**